



## ■2012 年度\_決算審査特別委員会（第 2 日目）総括質疑（2013. 09. 20）

◎陣内泰子委員 それでは、社民・ネット・自治の会の陣内です。総括質疑を行います。

まず、市民生活はどのようになっているのかについての質疑です。

市税収入は 883 億 6,990 万円、前年比 3 億 7,064 万円の減となっています。その内訳は、企業回復などによって法人市民税 5 億 1,000 万円の増、また個人市民税は、税制改正によるもので、10 億 6,276 万円というふうに加え、しかし、固定資産税の評価替えによる影響として 20 億円余りの減という内訳です。そこで、私たちの生活に一番身近な個人市民税、この点について伺いいたします。

個人市民税は税制改正によって、10 億 6,276 万円の増になったということなのですが、その税制改正の主な影響は、年少扶養控除の廃止によるものであると考えます。この年少扶養控除の廃止、並びに 16 歳から 18 歳までの特定扶養控除廃止の影響額ですね。つまり、市の増収分、それは幾らになりましたか。お答えください。

◎大野税務部長 24 年度予算の概要にも記載しておりますけれども、課税状況からの数字でございますけれども、おおよそ 13 億円の増ということでございます。

◎陣内泰子委員 個人市民税の増は、先ほども言ったように 10 億 6,000 万円余りということなんです。この税制改正の影響は、お聞きのように 13 億円。ということは、個人市民税はこの税制改正がなければ 2 億 4,000 万円余りの減収であるというふうなことがわかります。そこで、では市民税のもととなる収入、それが一体どういう状況になっていたのかということなんですけれども、年代別の給与収入とか、特にこの年少扶養控除廃止の影響を受ける 30 代、40 代の方々の給与収入の前年比較などはどのようになっているか、教えてください。

◎大野税務部長 申しわけありませんけれども、年代別の給与収入、所得金額というのは算出しておりません。全体を通してということでしたら、1 人当たりの給与所得は平成 23 年度が 303 万円、平成 24 年度が 301 万 6,000 円でございます。

◎陣内泰子委員 年代別の給与所得の中身はわからないんですけれども、今お聞きのように 1 人当たりの給与所得は下がっているわけです。市税白書を見ると、過去 5 年間、これはずっと下がり続けてきています。この傾向というのは給与所得だけではなく、他の収入、事業所得とか、そういうものにおいても同じ傾向になっているということです。給与が下がる。そういう中で、税制改正による税金の増額が具体的にどういうことかということ、年少扶養控除の所得税の場合には、1 人 38 万円の控除がなくなる。もし、3 人子どもがいれば、114 万円の控除がなくなるということであるし、また、市民税、都民税においては 1 人 33 万円の控除なので、これも 99 万円の控除がなくなる。そういう中で税率がかかって、所得税において 5% で計算する、市民税、都民税で 10% で計算するとなると、何と、3 人の子どもの、特に

3歳以上、中学生までの子どもが3人いる場合には15万6,000円もの増税になるというのが現状です。

本来に給与は減る、このように税金は大幅にふえるという実態で、これがまさに子育て世代を直撃しているということです。そのような中で、では、我が市の子育て世代の支援の充実というのがより一層必要になってくるわけですが、その子育て支援がどのようになっているかということを見てみたいと思います。

具体的なことについては、個々いろいろあるんですが、総じて、決算の意見書、金額の面から見てみますと、児童福祉費においては、子育て世代の負担軽減において、何と13億円余りの支出減ということがこの意見書の中に記載されています。その理由について、どういうことなのか、御説明いただきたいと思います。

◎峯尾子ども家庭部長 13億円の減の内容でございませけれども、主には、子ども手当から児童手当への制度変更に伴う支給単価の改定や、所得制限の導入等の影響によるものでございます。

なお、支出額といたしましては13億円の減となっておりますけれども、手当支給に係る負担割合の変更に伴いまして、国庫負担金が16億円の減となったことなどによりまして、一般財源ベースで見ますと、市の負担額は1億5,000万円の増となっている状況でございます。

◎陣内泰子委員 今のことをもう少し簡単に説明すると、年少扶養控除が廃止になって、本来だったらこれは月々2万6,000円の子ども手当の見合いとして廃止をしようという形だったわけなんですね。それが政権交代や、種々、制度の混乱の中で、子育て世代全体として月額1万3,000円の手当として手に入るはずだった。しかし、それさえも、制度の変更によって、今、御説明があったように、市税ベースで言うと13億円も子育て世代に行き渡らなかったということになるわけです。まさにそういう中で増税だけが、より強いられたということがあって、これが子育て世代の懐の実感と言えます。

では、市の懐はどうなっているかということ、今も御説明があったように、13億円余りの現金の支出はなかったとはいえ、国の補助金はその分少なくなった。そして、そういう意味で市の負担率、手当等に関しての負担率も多くなったということから、結果として一般財源の持ち出しが1.5億円余りふえたという御説明でした。

しかし、この年少扶養控除廃止の市に入る増税分をこの1.5億円に一般財源として充てているわけなので、直接的な支出増というような形では響いていないということもあえて指摘しておきます。

この年少扶養控除廃止による増税分13億円ですね。一部、そうやって手当の一般財源の持ち出しに使われたというんですが、あとはどういうふうになっているのか、これはどのように使われたのか、そのあたり、御説明いただきたいと思います。

◎廣瀬財務部長 年少扶養控除によります税収の使い方ということでございませけれども、年少扶養控除につきましては、子ども手当の創設と相まって、国の政策として廃止されたものであり、地方税としての増収分につきましては、平成24年度は児童手当の財源として活用されたほか、自動車取得税の減税補填分、あるいは子育て関連の国庫補助金などの一般財源化分として活用されております。

また、平成25年度分におきましては、子宮頸がんワクチン接種や、妊婦健康診査などの一般財源化に活用する措置が国によってとられたところでございます。

◎陣内泰子委員 ひどい話なんですよ。国の補助金を減らして、それを市が増収した一般財源で賄い

なさいよという話であります。このような国と地方とのつけ替えの話もひどいんですが、何ととっても踏んだり蹴ったりというのは、給与減の中で増税にあえぐ子育て世代であるといえます。であるならば、市長は予算の代表質疑のときに、1年前ですけれども、こういった財源が、保育環境の整備や、保護者が負担する給食費、小児医療の充実に充てることができれば、より実効性のある少子化対策につながるかと考えているというふうにも言及されています。

この年少扶養控除廃止による影響は、そういう意味では、24年度、ここからスタートして、ずっと続くわけでありますから、そのことを考えるならば、ぜひ来年度以降の予算編成をする折に、こういった待機児童の解消はもとより、子育て世代に対する特段の配慮、そういう市の予算編成に対しての考え方、また、それに基づく施策の展開、それが切に望まれると思います。その件について理事者の御意見をお伺いいたします。

◎村松副市長 今後の予算編成に当たっての子育て世代への配慮ということでございます。現在の状況を鑑みますと、子育てにはさまざまな困難が伴い、子育て世代の負担は相当なものであると認識をいたしております。本市におきましては、子ども育成計画を策定し、子育てしやすいまちナンバーワンを目指しているところでございます。今後、適切な予算措置のもと、これを着実に推進し、あらゆる家庭が安心して子供を産み育てることのできる地域社会の実現を目指してまいりたい。

◎陣内泰子委員 先ほど、年少扶養控除の使途として、25年度の子宮頸がんワクチンにも充当されているというふうな御説明がありました。子宮頸がんワクチン、これは私は廃止を求めている。まさに自治体の自治事務ですので、被害が大変多く出ている子宮頸がんワクチンをやめ、そこに充当されているこういった年少扶養控除の分を子育て世代に回す、そういった財源の生み出しもぜひ御検討いただきたいと思っております。これは要望です。

次に、教育費についてお伺いいたします。教育費の特別支援サポーターについてなんですけれども、特別支援教育に対するニーズの中で、サポーターの充実、これはどのように満たされているのか。学校等の要望との比較の中でお答えいただきたいと思っております。

◎野村学校教育部長 学校からの要望は、サポーターの人数としてではなく、謝礼の予算要望額として出されております。24年度の小中学校からの要望額は約7,701万円でございます、それに対して予算額5,704万円の用意ができました。実際、配当して各学校で使われた決算額は約4,807万円でございますので、数字の上での充足度ということになれば、約62%でございます。

◎陣内泰子委員 これは大変要望も多い、そして市としても重点課題として挙げているものですが、やはりなかなか、今、充足率ということもお聞きしてはいたしましたが、それをどう進めていくか、ニーズに合わせていくかということが大事なかなと思っています。そういう中で、金額的なことを言うならば、この特別支援教育に関しては、国からの一般財源措置がなされていて、特別支援教育支援費というのが地方交付税見合いになっているんです。それについては、今年度、幾ら来ているのか、お伺いしたいと思っております。

◎野村学校教育部長 平成24年度の特別支援教育支援員の経費として、普通交付税の算入額でございますが、1億4,982万7,000円となっているところでございます。

◎陣内泰子委員 これは教育長にお聞きします。こうやって国も特別支援教育には力を入れている、金額的にもサポートしている中で、市としてはなかなかそれに見合ったような活動になっていない。以前、教育長は、バランスを持って当たっているというような御答弁がありました。しかし、2012年度、決算カードを見ても、教育費に充当される一般財源が129億円、一方、土木費に充当されているのが133億円。一般財源の比率が、教育よりもコンクリートの充実に優先されているということが言えるわけなんですが、この点についての御意見をお聞きします。

◎坂倉教育長 教育行政を応援していただきまして、常に叱咤していただく質疑者の姿勢には常々敬意を表するところではございますけれども、少しは激励もいただけると、より励みとなりますので、私は各校長には、教員も児童、生徒も褒めていただいておりますので、ぜひお願いします。

お尋ねの特別支援教育の充実についてでございますけれども、24年度には旧指導課内に支援教育担当を置いて、第2次特別支援教育推進計画を策定した上で、このたびの組織改正では、学事課を改めて教育支援課を設置いたしましたように、ひとりひとりに応じた教育の推進を図っているところでございます。また、学校サポーター予算等も逐次充実に努めておりまして、確かに、市全体の中でバランスを見ておりますけれども、着実に伸ばしているところでございますので、今後とも応援をよろしく願いしたいと思っております。

◎陣内泰子委員 応援はしています。だからこそこういう質疑をしているので、ぜひ適切にもっと答弁していただきたいと思います。終わります。